

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

令和7年（ワ）第4373号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 株式会社JERA 外9名

## 被告JERA準備書面（4）

令和8年4月2日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶 彦

同 建部 壮一郎

貴庁頭書事件につき、被告 J E R A は、本準備書面において、令和 7 年 9 月 8 日付け原告ら第 7 準備書面（以下「原告ら第 7 準備書面」という。）及び令和 7 年 1 2 月 2 0 日付け原告ら第 8 準備書面（以下「原告ら第 8 準備書面」という。）に対して、必要な範囲で反論を述べる。

なお、略語の使用については、被告 J E R A がこれまでに提出した書面の例に倣うこととする。

## 第 1 原告らの主張の概要及び本準備書面の構成

原告らは、原告ら第 7 準備書面及び原告ら第 8 準備書面において、被告 J E R A の主張に対して縷々反論を述べるが、その大半は、実質的には従前の主張を繰り返すものであり、被告 J E R A がこれまでに提出した準備書面において行った反論が妥当する。

本準備書面においては、原告らの主張のうち、国際司法裁判所の勧告的意見（甲 A 2 6 の 1。以下「I C J 勧告的意見」という。）に係る主張、及び、原告ら第 8 準備書面「第 5 被告らの主張に対する反論」（7 5 ～ 9 6 頁）における主張を対象を絞り、それぞれ必要な範囲で反論する。

## 第 2 I C J 勧告的意見に係る主張について

### 1 原告らの主張の概要

原告らは、原告ら第 7 準備書面及び原告ら第 8 準備書面「第 3 I C J 勧告的意見が示した重大な危害の発生防止義務の枠組み」（3 0 ～ 5 4 頁）等において、I C J 勧告的意見の内容について縷々主張しているところ、その中で、I C J 勧告的意見が示した国家の義務について、「本件被告らを含む歴史的にも現在及び今後も大

量のCO<sub>2</sub>を排出する企業も負っている義務であるといえる」(原告ら第8準備書面62頁)とし、「被告らは、ICJ勧告的意見が確認した国際法上の義務に基づき、パリ協定が定める1.5℃目標の達成に適切に貢献できる水準まで、速やかにCO<sub>2</sub>排出を削減する義務を負う」(原告ら第8準備書面65頁)と述べる。

しかしながら、これらの主張は明らかな誤りである。

## 2 被告JERAの反論

### (1) ICJ勧告的意見は法的拘束力を有するものでもないこと

前提として、そもそもICJ勧告的意見は法的拘束力を有するものではない。したがって、そもそも、ICJ勧告的意見は、被告JERAに限らず、いかなる主体のいかなる法的義務を発生させる根拠にもなり得ない。このことは、原告らが自ら提出した久保田泉氏作成の解説記事(甲A31)においても、勧告的意見に「法的拘束力はありません」と繰り返し述べられていることから明らかである(1頁、2頁、3頁及び9頁)。

### (2) ICJ勧告的意見は個別の事業者の原告らに対する二酸化炭素排出削減義務を発生させる根拠にはならないこと

原告らも自認するとおり、ICJ勧告的意見は、あくまで「気候変動に関する国家の義務」(原告ら第8準備書面41頁)について述べるものであって、個別の事業者の義務について述べるものではない。

この点について、原告らは、ICJ勧告的意見が、気候変動対策に係る国家の義務が「*erga omnes*」の義務であると指摘していることについて、「被告らを含む大量のCO<sub>2</sub>を排出する企業もまた、この対世効的義務の名宛人に含まれる

ことを意味する」(原告ら第8準備書面64頁)と主張するが、これは明らかに誤りである。

すなわち、ICJ勧告的意見は、「*erga omnes*」について、次のように述べている(太字・下線による強調は被告JERA訴訟代理人による)。

「すべての締約国は、気候変動条約に定められた主要な緩和義務の保護に法的利益を有し、他の国がこれらの義務を履行しない場合、その責任の履行を怠った他国の責任を問うことができる。」(パラグラフ441)

「気候変動緩和義務のような義務違反に対する責任は、そのような義務が慣習国際法の下で生じている場合には、いかなる国も主張することができる。」(パラグラフ442)

「救済措置の可能性に関しては、被害を受けた国または特別に影響を受けた国と、被害を受けていない国との立場には違いがある。被害を受けていない国は、集団的義務に違反した国に対して請求を行うことはできるが、自身に対する賠償を請求することはできない。」(パラグラフ443)

このように、ICJ勧告的意見が気候変動対策に係る国家の義務について「*erga omnes*」の性質を有すると述べるのは、あくまでも国家が国家に対して追及する国家を主体とする義務であるという趣旨であり、ICJ勧告的意見は、国家を離れて個々の私人が義務の主体になるとは説いていない。

したがって、ICJ勧告的意見において、気候変動対策に関する国家の義務が「*erga omnes*」の性質を有すると述べられていることは、被告JERAを含む個別の事業者が原告ら個人に対して二酸化炭素排出削減義務を負うとする原告らの主張の根拠にはなり得ない。

第3 「第5 被告らの主張に対する反論」(原告ら第8準備書面75～96頁)について

## 1 被告 J E R A が指摘する判例に関する反論について

### (1) 最判昭和 4 3 年 7 月 4 日

被告 J E R A は、不法行為の規定に基づいて将来の差止請求権が認められる余地がないことを明らかにした判例として、最判昭和 4 3 年 7 月 4 日集民 9 1 号 5 6 7 頁に言及した。

これに対し、原告らは、当該判例はそもそも損害の存在自体が認められていない事案に係る判断を示したものであって、「加害行為による損害が既に発生し、その加害行為が継続し、又は継続されるおそれが十分に認められる場合についての判示ではない」と主張する（原告ら第 8 準備書面 8 2 頁）。

しかしながら、現時点において、個々の原告一人一人に、法的保護に値する権利または法律上の利益の侵害や、それと相当因果関係のある損害が発生していることについて、原告らは何ら具体的な主張立証を行っていない。また、原告らの請求は、被告らの不法行為による将来の損害の発生を未然に防止するための差止請求である以上、本件訴訟においても、現時点（口頭弁論終結時）で差止請求の根拠となる損害が発生していないことに変わりはない。したがって、本件訴訟と最判昭和 4 3 年 7 月 4 日集民 9 1 号 5 6 7 頁との事案の差異を指摘する原告らの主張は失当である。

### (2) 令和 5 年神戸地裁判決及び令和 7 年大阪高裁判決

原告らは、令和 5 年神戸地裁判決（乙 3）及びその控訴審判決である令和 7 年大阪高裁判決（乙 1 7）に関して、①「同判決は個別の石炭火力発電所の建設・稼働差止めを求めた事案であり、電力セクター全体の大規模排出事業者 1 0 社に対する排出削減を求める本件とは請求の性質が異なる」こと、②「同判決後の 2 0 2 4（令

和6)年7月、I C Jは気候変動に関する勧告的意見を示し、気候系の保護が国際法上の義務であることを明確にしたこと、③「刻々と科学的知見は深化しており、気候変動と人権侵害の因果関係はより一層明確になっている」ことを指摘し、本件とは事案を異にするから、その射程は本件に及ばないと主張する(原告ら第8準備書面第5・4(2)ウ(85～86頁))。

しかしながら、①まず、令和5年神戸地裁判決及び令和7年大阪高裁判決は、石炭火力発電所建設等差止請求事件であることを根拠とする判断を示したのではなく、当該事件の原告らの生命、身体、健康に被害が生ずる具体的危険が生じていると認めることはできないことを理由としてその請求を斥けたのであり、その判示は本件にも等しく妥当する。原告らは、請求の性質に係る形式的差異を指摘するのみで、それによって何故その判示の射程が本件に及ばないことになるかについては一切説明していないから、その主張が失当であることは明白である。

また、②前述のとおり、I C J勧告的意見は、そもそも法的拘束力を有するものでもなく、国家の義務について述べたものであって私人の義務の発生根拠となるものではないから、個別の事業者の義務について判示した上記各裁判例の射程に影響を及ぼすものではない。

最後に、③原告らは本件において最近示された見解等についても縷々言及するが、そのいずれも、以下に例示する令和5年神戸地裁判決の判示(令和7年大阪高裁判決においても維持)の趣旨を覆す性質のものではない。

「国際社会が目指す削減目標は、地球全体の温暖化を防止するためのものであるのに対し、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個々人に実際に生ずることの具体性をもって判断すべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個々人に生ずる具体的危険と同一視することはできない。」(乙3・96頁)

「CO<sub>2</sub>は、それ自体直ちに原告らの生命・身体に対する被害を生じさせ、

又は生ずる高度の蓋然性をもたらすものではなく、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体の大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものであり、個々の排出源からのCO<sub>2</sub>の排出は、地球全体の温暖化に寄与するものではあっても、大気汚染物質の場合のように、排出源から排出された有害物質が個々の住民の身体に取り込まれることによって被害が生ずるといったものとは異なり、個々の被害との間に直接的な関係があるものではない。」(乙3・98頁)

「地球温暖化の進行は、CO<sub>2</sub>の多様な人為的排出源の全てが寄与して生じているのであるから、原告らに生ずるおそれのある被害を防止するためのCO<sub>2</sub>の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をどの程度ずつ削減するかによって多様なものがあり得るところであり、排出を削減すべき排出源やその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではない。」(乙3・99～100頁)

したがって、令和5年神戸地裁判決及び令和7年大阪高裁判決の判示の射程が本件訴訟に及ばないという原告らの主張は誤りである。

## 2 原告らの求釈明について

原告らは、「被告JERAの2019年度における発電事業に伴う二酸化炭素排出量(約1億2450万トン(乙5・84頁))が占める割合はわずか約0.37%」であるという被告JERAの主張(被告JERA準備書面(1)15頁)に関して、①世界全体に占める二酸化炭素排出量の割合の計算根拠を明らかにすること、②何に対する割合かを明らかにすること、及び、③世界の排出量に対する累積排出量の割合を計算根拠とともに明らかにすることを求めている(原告ら第8準備書面第5・

5 (2) (87頁))。

このうち、上記①及び②の点は、被告JERA準備書面(1)15頁に明記したとおりであるが、念のため再言すると、2019年における世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量は336億トンであるところ(乙4)、これに対して、被告JERAの2019年度における発電事業に伴う二酸化炭素排出量(約1億2450万トン(乙5・84頁))が占める割合は、わずか約0.37%(=1億2450万トン÷336億トン×100)である。

また、上記③の求釈明については、そもそも原告らの主張するところの「世界の排出量に対する累積排出量」が、いずれの期間における二酸化炭素排出量をいうのか明らかではないし、この点を措くとしても、「世界の排出量に対する累積排出量」は請求の趣旨並びにこれに係る被告JERAの義務の存否及び内容に関連しないから、回答の必要性を見ない。

### 3 被告JERAの掲げる目標について

原告らは、「被告らは2050年カーボンニュートラル等を掲げるものの、2030年度・2035年度における削減目標は、そもそも定められていないか、あるいは、パリ協定の1.5℃目標を達成するために科学的に必要とされる水準に達しておらず、その実現のための適切な対策計画も見当たらない。IEAが先進国に対して求める石炭火力の2030年までのフェーズアウトにも対応していない。」と主張する(原告ら第8準備書面81～82頁)。

しかしながら、被告JERAは、「JERAゼロエミッション2050 日本版ロードマップ(ゼロエミッション実現に向けた移行計画)」において、①2030年度の二酸化炭素排出原単位を、日本政府が示す長期エネルギー需給見通しに基づく、国全体の2030年度の火力発電の排出原単位と比べて約20%削減すること、及び②2035年度の二酸化炭素排出量について2013年度比で60%以上の削減

を目指すことを目標として掲げており（乙1・27頁）、二酸化炭素排出削減策を推進している。

被告JERAは、発電事業者として、電力の安定供給の確保、エネルギー安全保障及び技術的可能性等の諸事情も踏まえた上で、これらの適切かつ合理的な計画を作成・推進している。

以 上